

(その1)

# 収支報告書

令和2年分  
開催分

(ふりがな) りっけんみんしゅとうさいたまけんだいじゅっくそうしふ  
1 政治団体の名称 立憲民主党埼玉県第10区総支部 //

2 主たる事務所の所在地 埼玉県東松山市材木町20-9 / /

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
坂本 祐之輔 / /

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
松本 高史 /

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
齊藤 隆良 /

(電話) 0493-22-3682

(電話)

(電話)

告示用コード				
0	0	6	4	38

団体コード				
1	0	0	7	37

収受	入力	枚数	
1年		14	0



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 //	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無 /	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名)
の氏名	坂本 祐之輔 /
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(候補者等)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	3,653,475
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	3,653,475
支 出 総 額	2,046,849
翌年への繰越額	1,606,626

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(7) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(1) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (7) + (1) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	立憲民主党本部	2,011,000	R2/10/8	東京都千代田区永田町1-11-1	支部政党交付金
2	立憲民主党本部	1,500,000	R2/11/13	東京都千代田区永田町1-11-1	支部政党交付金
3		/			
	この頁の小計	3,511,000			
	合 計	3,511,000			

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	貸借料分担金	120,000	令和2年12月28日
2			
	この頁の小計	120,000	
	1件10万円未満のもの	22,475	
	合 計	142,475	

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	774,389	0	
(2) 光 熱 水 費	38,933	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	127,291	0	
(4) 事 務 所 費	632,430	0	
小 計	1,573,043	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	89,678	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	384,128	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	384,128	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	473,806	0	
合 計	2,046,849		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	38,933				
	合計	38,933				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	封筒印刷代	65,450	R2/12/11	(有)タナカ写真館	東松山市材木町13-7	
2	名刺代	13,200	R2/12/11	(有)タナカ写真館	東松山市材木町13-7	
3						
	この頁の小計	78,650				
	その他の支出	48,641				
	合 計	127,291				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃	120,000	R2/10/1	原口はま	東松山市材木町20-9	
2	事務所駐車場	20,000	R2/10/1	原口はま	東松山市材木町20-9	
3	事務所家賃	120,000	R2/10/28	原口はま	東松山市材木町20-9	
4	事務所駐車場	20,000	R2/10/28	原口はま	東松山市材木町20-9	
5	事務所家賃	120,000	R2/11/26	原口はま	東松山市材木町20-9	
6	事務所駐車場	20,000	R2/11/26	原口はま	東松山市材木町20-9	
7	事務所家賃	120,000	R2/12/24	原口はま	東松山市材木町20-9	
8	事務所駐車場	20,000	R2/12/24	原口はま	東松山市材木町20-9	
9						
	この頁の小計	560,000				
	その他の支出	72,430				
	合 計	632,430				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	行事・会議費 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	看板代	54,367	R2/12/3	(有)タナカ写真館	東松山市材木町13-7	
2	司会料	22,140	R2/12/9	長妻美紀	千葉県野田市宮崎106	
3						
	この頁の小計	76,507				
	その他の支出	13,171				
	合 計	89,678				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広告費	
					支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ラベルシール代	11,088	R2/11/10	(有) 博石堂ストアー	東松山市本町2丁目2番48号	
2	立憲民主号外制作・印刷代	144,081	R2/11/30	(有) タナカ写真館	東松山市材木町13-7	
3						
	この頁の小計	155,169				
	その他の支出	3,674				
	合 計	158,843				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	遊説費 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	自動車リース料金	22,680	R2/9/29	スズキファイナンス(株)	静岡県浜松市南区高塚町300	
2	ガソリン代	12,982	R2/10/12	(有)滝沢石油	東松山市松葉町4-7-18	
3	自動車リース料金	22,680	R2/10/26	スズキファイナンス(株)	静岡県浜松市南区高塚町300	
4	自動車損害保険料	30,400	R2/10/26	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	
5	マグネット式看板代	31,900	R2/11/20	(有)松山堂工芸社	東松山市材木町6番5号	
6	自動車リース料金	22,680	R2/11/26	スズキファイナンス(株)	静岡県浜松市南区高塚町300	
7	自動車損害保険料	15,200	R2/11/26	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	
8	自動車リース料金	22,680	R2/12/28	スズキファイナンス(株)	静岡県浜松市南区高塚町300	
9	自動車損害保険料	15,200	R2/12/28	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	
10						
	この頁の小計	196,402				
	その他の支出	28,883				
	合 計	225,285				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

## 添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)


この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 5月 28日 /

政治団体の名称

立憲民主党埼玉県第10区総支部 /

会計責任者の氏名

松本 高史 / 

代表者の氏名

(代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

# 政治資金監査報告書

令和3年5月26日

立憲民主党埼玉県第10区総支部  
代表 坂本 祐之輔 殿

登録政治資金監査人 金井 義家  
登録番号 第 2450  
研修修了年月日 平成21年5月25日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党埼玉県第10区総支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が一定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、令和3年4月23日付で東京都の区域内に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に関する緊急事態が宣言され、政治資金監査の実施日においてもなお解除されていないところ、会計責任者に対するヒアリング等を通じて事務所の運営実態等について確認することができると判断したため、登録政治資金監査人の事務所（東京都中央区八丁堀三丁目26番9号VORT八丁堀ビル10階）にて行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。  
なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党埼玉県第10区総支部に係る明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

立憲民主党埼玉県第10区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上